

○鯖江広域衛生施設組合職員の育児休業等に関する条例

（平成4年4月1日）
（条例第3号）

改正 平成12年3月30日条例第3号 平成19年12月28日条例第5号
令和5年2月24日条例第2号

鯖江広域衛生施設組合職員の育児休業に係る給与等に関する条例（昭和58年鯖江広域衛生施設組合条例第15号）の全部を改正する。

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項および第2項、第14条、第15条（この規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項ならびに第19条第1項および第2項の規定に基づく職員の育児休業等に関しては、鯖江市職員の育児休業等に関する条例（平成4年鯖江市条例第2号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、平成12年1月1日から適用する。

附 則（平成19年条例第5号）

この条例は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（令和5年条例第2号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。